

## 『書式成年後見の実務〔第2版〕』正誤表

一部記載が誤っておりました。お詫びし、以下のとおり訂正いたします。

### 9頁最終行

〔誤〕 後見登記手数料（後見登記用印紙代）などである。

〔正〕 後見登記手数料（後見登記用印紙代）などであった。これは、旧法下では、負担を命じる費用の金額を確定して主文に記載することを要した（旧非訟27条）ことから、負担を命じる費用の範囲が、通常、証拠資料の提出を求めることなく記録上明らかなものとされていたためである。

しかし、家事事件手続法では、審判主文ではただ手続費用の負担を命ずるだけでよく、手続費用額の確定は、別途書記官に対し、手続費用額の負担の額を定める処分<sup>の</sup>申立てをしなければならない、その申立てには費用計算書および費用額の疎明書面を提出しなければならないものとされた（法29条1項・2項・31条、民訴71条、民訴規24条1項・2項）。なお、手続費用の範囲は、民訴費用法2条により定められている。

### 10頁

#### 〔参考書式序-5-1〕 手続費用本人負担の上申書

##### 手続費用本人負担の上申書

本人 秋山冬朗

今般本人について後見開始の審判の申立てをしましたが、本申立てはもっぱら本人のためにしたものであり、また、本人にはその負担の資力がありますので、家事事件手続法28条2項に基づき、本人に手続費用の負担を命ぜられたく上申します。

平成〇年〇月〇日

申立人 △県〇〇市長

春山夏郎印

〇〇家庭裁判所家事部御中

#### 〔参考書式序-5-2〕 手続費用本人負担の主文例

##### 主 文

- 1 (後見開始)
- 2 (成年後見人の選任)
- 3 本件手続費用は本人の負担とする。